

福岡県公報

令和3年1月15日
第 167 号

目 次

告 示 (第29号 - 第39号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要	(環境保全課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
公 告		
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	6
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	11
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(漁業管理課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	17

海区漁業調整委員会

○福岡湾におけるポンプを使用したアサリ採捕の禁止	(漁業管理課)	18
○一本釣りに使用する集魚灯の制限	(漁業管理課)	18
○浮きを使用した釣りの制限	(漁業管理課)	18

告 示

福岡県告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	瀬 高 久留米 線	久留米市荒木町白口1677番1先から 久留米市荒木町白口1621番1先まで

福岡県告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県 道		甘 木 井 線	前	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	4.1 ～ 29.1	954.0
			前	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	8.5 ～ 33.3	811.0
			後	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	4.1 ～ 29.1	954.0

福岡県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	甘 木 井 線	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川1877番1先まで

福岡県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 一 国 般 道		386号	前	朝倉市杷木志波5035番先から 朝倉市杷木志波5873番8先まで	9.0 ～ 17.0	412.3
			前	朝倉市杷木志波5035番先から 朝倉市杷木志波5873番8先まで	9.0 ～ 41.0	397.0
			後	朝倉市杷木志波5035番先から 朝倉市杷木志波5873番8先まで	9.0 ～ 17.0	412.3
			後	朝倉市杷木志波5035番先から 朝倉市杷木志波5873番8先まで	9.5 ～ 42.5	397.0

福岡県告示第33号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和3年1月15日から令和3年2月5日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
住 所 宮若市上有木1番地
名 称 トヨタ自動車九州株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 永田 理
- 事業場の所在地及び名称
所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2
名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場
- 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能力	20分／個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	10時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	8～12
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	—	5,000以下
	化学的酸素要求量（mg/L）	—	6,000以下
	浮遊物質（mg/L）	—	500以下
	窒素含有量（mg/L）	—	1,290以下
	りん含有量（mg/L）	—	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）	—	12,000以下
	大腸菌群数（個/cm ³ ）	—	2,000以下
	汚水量（m ³ /日）	—	0.03

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合排水処理場
型式	生物処理を主とした複合処理方式
構造	コンクリート構造及び鋼鉄構造
主要寸法	35m×20m、25m×10m
能力	900 m ³ /日

処理方式	生物処理を主とした複合処理方式				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	26	70	8	10
	化学的酸素要求量（mg/L）	25	85	12	15
	浮遊物質（mg/L）	53	65	16	20
	窒素含有量（mg/L）	14	25	12	15
	りん含有量（mg/L）	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）	11	25	2	2
	大腸菌群数（個/cm ³ ）	—	—	10	100
	汚水量（m ³ /日）	720	900	720	900

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	事業場から排出される排出水の排水口	排水口	
	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	8	10
	化学的酸素要求量（mg/L）	12	15
浮遊物質（mg/L）	16	20	

窒素含有量 (mg/L)	12	15
りん含有量 (mg/L)	0.8	1
ノルマルヘキサソ抽出物質含有量 (mg/L)	2	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	10	100
排出水量 (m ³ /日)	720	900

福岡県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
昭和59年7月30日農林水産省告示第1517号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第35号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準

用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年3月6日農林水産省告示第363号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
昭和59年5月4日農林水産省告示第934号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	瀬高久留米線	筑後市大字下妻859番3先から 筑後市大字下妻1198番1先まで

福岡県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	安赤谷線	前	朝倉市佐田205番9先から 朝倉市佐田205番8先まで	7.4 ～ 18.9	17.9
			後	朝倉市佐田205番9先から 朝倉市佐田205番8先まで	7.4 ～ 17.5	17.9

福岡県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安赤谷線	朝倉市佐田205番9先から 朝倉市佐田205番8先まで

公告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年12月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ドラッグコスモス大佐野店
- 所在地 太宰府市大佐野三丁目12番12号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和 3 年 8 月 24 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,135平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物敷地内	42

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物敷地南西側	16

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物南東側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物内東側	11.44

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
建物敷地南東側及び南西側	3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 1 月 15 日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字浜町字浜無田4489番1及び4489番5から4489番9まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区貴船町3番1号

大和ハウス工業株式会社 北九州支社

支配人 西田 宏二

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

デジタル印刷機（備出87）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇

用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和3年2月1日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出して承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和

3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

デジタル印刷機（備出87）

(2) 調達物品及び数量

デジタル印刷機 34台

消耗品（マスター・インク） 一式

(3) 履行期限

デジタル印刷機 令和3年3月31日

マスター・インク 令和8年3月31日

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争

入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年2月24日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県総務事務厚生課調達班に令和3年2月10日（水曜日）午後5時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年1月15日（金曜日）から令和3年2月10日（水曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年2月24日（水曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

令和3年2月25日（木曜日）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Digital mimeograph press 34set and Unit price contract of expendable supplies
- (2) Delivery period : According to specifications
- (3) Delivery place : According to specifications
- (4) Time Limit for Tender : 4 : 00 PM on February 24, 2021
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - ア 福岡武道館外7施設電力供給
 - イ 交通機動隊運転訓練場外12施設電力供給
 - ウ 門司警察署外12施設電力供給
 - エ 交通機動隊外12施設電力供給
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに

該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
 - テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和3年2月3日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年1月15日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

- ア 福岡武道館外7施設電力供給
- イ 交通機動隊運転訓練場外12施設電力供給
- ウ 門司警察署外12施設電力供給
- エ 交通機動隊外12施設電力供給

(2) 契約の内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

- ア 令和3年5月1日から令和4年4月30日まで
- イ 令和3年6月1日から令和4年5月31日まで
- ウ 令和3年6月1日から令和4年5月31日まで
- エ 令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

(4) 供給場所

- ア 福岡武道館（福岡市中央区大濠一丁目1）
射撃場（福岡市西区今宿上の原4番地1）
警備員教育センター（北九州市門司区小森江三丁目9番1号）
自動車整備工場（糟屋郡久山町大字久原2780番地3）
福岡試験場（福岡市南区花畑四丁目7番1号）
北九州試験場（北九州市小倉南区日の出町二丁目4番1号）
筑豊試験場（飯塚市鶴三緒1518番地1）
筑後試験場（筑後市大字久富1135番地2）
- イ 交通機動隊運転訓練場（飯塚市仁保23番地21）
門司警察署分庁舎（北九州市門司区西海岸一丁目1番5号）
筑後警察署（筑後市大字山ノ井338番地）
豊前警察署（豊前市大字荒堀535番地1）
小郡警察署（小郡市大板井234番地1）

- 宗像警察署（宗像市東郷一丁目2番2号）
八女警察署（八女市本町465番地）
糸島警察署（糸島市前原中央一丁目6番1号）
うきは警察署（うきは市吉井町343番地3）
福岡空港警察署（福岡市博多区大字下臼井782番地1）
柳川警察署みやま庁舎（みやま市瀬高町下庄501番地4）
嘉麻警察署（嘉麻市大隈町418番地3）
行橋警察署（行橋市中央一丁目1番2号）
- ウ 門司警察署（北九州市門司区西海岸二丁目3番13号）
博多臨港警察署（福岡市博多区石城町9番18号）
田川警察署（田川市平松町3番36号）
八幡東警察署（北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号）
春日警察署（春日市原町三丁目1番地21）
粕屋警察署（糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1）
筑紫野警察署（筑紫野市上古賀一丁目1番1号）
東警察署（福岡市東区箱崎七丁目8番2号）
朝倉警察署（朝倉市甘木225番地1）
戸畑警察署（北九州市戸畑区汐井町2番1号）
久留米警察署（久留米市東櫛原町1002番地2）
大牟田警察署（大牟田市不知火町三丁目8番地）
小倉北警察署（北九州市小倉北区大門一丁目6番19号）
- エ 交通機動隊（糟屋郡篠栗町大字田中300番地1）
若松警察署（北九州市若松区くきのうみ中央1番1号）
博多警察署（福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号）
飯塚警察署（飯塚市柏の森159番地26）
直方警察署（直方市殿町5番31号）
西警察署（福岡市西区今宿西一丁目14番10号）
早良警察署（福岡市早良区百道一丁目5番15号）
八幡西警察署（北九州市八幡西区東王子町2番1号）

中央警察署（福岡市中央区天神一丁目3番33号）

柳川警察署（柳川市三橋町今古賀53番地1）

折尾警察署（北九州市八幡西区光明一丁目6番6号）

小倉南警察署（北九州市小倉南区若園五丁目1番6号）

南警察署（福岡市南区塩原二丁目3番1号）

- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（令和2年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

- 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年2月24日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13（サービス業種その他）-11（その他）で、「AA」の等級に格付けされている者
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録を受けている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部会計課調度係

〒812-8576 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141（内線2236・2233）

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

- (1) 交付場所

5の部局とする。

- (2) 交付期間

令和3年1月15日（金曜日）から令和3年2月22日（月曜日）までの毎日（ただし福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下、「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時45分までとする。

- 8 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参又は郵送（受付期間内必着）して行うものとする。また、質問に対する回答は、福岡県警察のホームページに掲載し、また閲覧に供する。

- (1) 受付場所

5の部局とする。

- (2) 受付期間

令和3年1月15日（金曜日）から令和3年2月12日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。

- (3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から令和3年2月22日（月曜日）午後5時45分まで。

- (4) 閲覧場所
福岡県警察本部会計課
- (5) 閲覧期間
原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から令和3年2月22日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所、提出期限、提出方法及び注意事項
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和3年2月24日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部地下1階入札室
福岡市博多区東公園7番7号
- (2) 日時
ア 令和3年2月25日（木曜日）午後1時30分
イ 令和3年2月25日（木曜日）午後2時30分
ウ 令和3年2月26日（金曜日）午後1時30分
エ 令和3年2月26日（金曜日）午後2時30分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合

にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札

- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立については、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
- ア Electricity to use in eight office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
- イ Electricity to use in thirteen office buildings, Fukuoka Prefectural Police.

- ウ Electricity to use in thirteen office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
- エ Electricity to use in thirteen office buildings, Fukuoka Prefectural Police.

(2) Contract term :

- ア From 1 May, 2021 through 30 April, 2022.
- イ From 1 June, 2021 through 31 May, 2022.
- ウ From 1 June, 2021 through 31 May, 2022.
- エ From 1 June, 2021 through 31 May, 2022.

(3) Delivery place : Fukuoka Prefectural Police.

(4) Time limit for tender : 5 : 45, 24 February, 2021.

(5) Contact point where Documents for tendering a bid are available : Fukuoka Prefectural Police Headquarters, 7-7, HigashiKoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan. Tel : 092-641-4141 (Ext 2236)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市三橋町蒲船津字王小町372番、373番2から373番4まで、375番1、377番1、378番及び380番12
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大川市大字向島2298番地の1
株式会社シギヤマ家具工業
代表取締役 嶋山 国廣

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町南里七丁目519番1、519番3、519番4、519番25から519番27まで、520番1、520番2及びこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
ダイレックス株式会社
代表取締役 多田 高志

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで水産業協同組合法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和3年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 審査基準及び標準処理期間の改正日
令和2年12月18日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（1工区）遠賀郡水巻町頃末南三丁目44番1、44番4から44番6まで、71番7、326番3、329番3、329番5、330番1、330番2、330番5、330番6、331番1、331番3及び6029番3並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
遠賀郡水巻町頃末北一丁目1-1
水巻町
町長 美浦 喜明

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和3年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
(1) 名称
株式会社ヤマダエコソリューション
(2) 所在地
福岡市博多区美野島三丁目1番5号
(3) 代表者
代表取締役 齋藤 陽太
- 2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日
令和2年12月23日
- 4 処分の理由

株式会社ヤマダエコソリューションは、令和2年9月11日午後5時、東京地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第195号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、水産資源の繁殖保護を図るため、福岡湾（博多湾）内においてアサリを対象にポンプを使用する漁法に関し、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために当該漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和3年1月15日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

福岡市東区志賀島夫婦石埼鼻と福岡市西区今津大原津舟埼を結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域。

2 禁止事項

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法でアサリを採捕してはならない。

3 指示期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第196号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和3年1月15日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

(2) B海域

A海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

4 指示期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第197号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮

きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和3年1月15日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(4)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

(1) 長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度42.285分、東経130度 8.138分

イ 北緯33度40.800分、東経130度 9.366分

ウ 北緯33度40.764分、東経130度10.571分

エ 北緯33度42.556分、東経130度 9.268分

（日本測地系）

ア 北緯33度42.089分、東経130度 8.277分

イ 北緯33度40.603分、東経130度 9.505分

ウ 北緯33度40.567分、東経130度10.710分

エ 北緯33度42.360分、東経130度 9.407分

(2) 小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度54.046分、東経130度 0.587分

イ 北緯33度50.778分、東経130度 0.732分

ウ 北緯33度50.753分、東経130度 3.366分

エ 北緯33度54.018分、東経130度 3.512分

（日本測地系）

ア 北緯33度53.851分、東経130度 0.725分

イ 北緯33度50.583分、東経130度 0.870分

ウ 北緯33度50.558分、東経130度 3.505分

エ 北緯33度53.823分、東経130度 3.651分

(3) 灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度39.159分、東経130度 6.264分

イ 北緯33度38.778分、東経130度 6.687分

ウ 北緯33度39.350分、東経130度 8.062分

エ 北緯33度40.358分、東経130度 7.159分

（日本測地系）

ア 北緯33度38.962分、東経130度 6.402分

イ 北緯33度38.581分、東経130度 6.825分

ウ 北緯33度39.153分、東経130度 8.201分

エ 北緯33度40.162分、東経130度 7.298分

(4) 烏帽子・地の瀬（筑共第2号共同漁業権漁場ほか）

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度42.614分、東経129度58.975分

イ 北緯33度41.001分、東経129度58.410分

ウ 北緯33度38.092分、東経130度 2.417分

エ 北緯33度38.699分、東経130度 4.955分

オ 北緯33度41.323分、東経130度 2.344分

（日本測地系）

ア 北緯33度42.418分、東経129度59.113分

イ 北緯33度40.805分、東経129度58.548分

ウ 北緯33度37.895分、東経130度 2.555分

エ 北緯33度38.502分、東経130度 5.093分

オ 北緯33度41.127分、東経130度 2.482分

2 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和5年9月30日まで